

令和 2 年度北海道最低賃金の改正に関する意見書

非正規労働者を含むすべての労働者に最低賃金額を保障する最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)の解消を図る上で、非常に重要である。

北海道内の労働者の暮らしは依然として厳しく、令和元年の実質賃金指数もほとんどの月で前年比マイナスとなっているほか、総務省の就業構造基本調査によると、非正規労働者数は約 89 万人で、労働者の約 38%と全国的に見ても高い比率となっている。

令和元年の北海道地方最低賃金審議会の答申書には、経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画に配慮したと表記されたが、北海道においては、未だに地域別最低賃金の全国加重平均額を下回る状況にある。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局においては、令和 2 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 令和 2 年までの最低賃金全国平均 1,000 円到達などの目標を掲げた「平成 22 年雇用戦略対話合意」や、年率 3%アップの目標を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」などを十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 非正規労働者の賃金引上げや処遇改善が図られるよう、厚生労働省のキャリアアップ助成金の活用を促進すると同時に、中小企業に対する支援の充実と安定経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 25 日

帯 広 市 議 会

厚生労働省北海道労働局長 あて